



ふれあいネットワーク情報

《H31年3月1日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

野焼き等による火災を防止しましょう！

野焼き等は原則禁止されています。しかし、例年、春先は野焼き等による火災が多く発生しています。野焼き等のルールや注意事項をご確認いただき、地域ぐるみで火災予防に努めましょう。

◆ 野焼き等は、原則、禁止です

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やす「野焼き」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反となります。

【お問合せ先】 廃棄物対策課 TEL 924-3171

◆ 許可や届出による例外

次のような場合は、許可の申請や届出により例外的に可能となる場合があります。

◆造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良を行う目的として立木竹、雑草、堆積物等を焼却する「火入れ」については、森林又は森林の周囲1kmの範囲内で実施する場合は市の許可が必要です。

【申請先】 林業振興課 TEL 924-2231

◆「どんと焼き」などの地域行事や「農作業等」によりやむを得ず実施する場合は、消防署に届け出る必要があります。

【届出先】 消防署予防係 TEL 923-1213

【お問合せ先(農作業等の詳細について)】

園芸畜産振興課 TEL 924-2231

※注意事項

許可や届出の後、野焼き等を行う際は水バケツなど消火準備をして複数人で行い、火が消えたことを確認するまで絶対にその場を離れないでください。

【この件に関する全般的なお問合せ先】 防災危機管理課 TEL 924-2161



セーフコミュニティ国際認証都市 郡山
国内15番目・世界391番目

【編集/発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイトおよび
郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。